

令和6年11月15日

岩倉市議会議長
関戸 郁文 様



厚生・文教常任委員会
委員長 片岡健一郎

厚生・文教常任委員会行政視察報告書

このことについて、下記のとおり実施しましたので報告いたします。

記

- 1 実施日 令和 6年11月 5日(火)～ 6日(水)
- 2 視察先 宮城県岩沼市(11月5日)
東京都練馬区(11月6日)

3 出席人数及び氏名

7名	<委員長> 片岡 健一郎	<副委員長> 須藤 智子
	梅村 均	谷平 敬子
	堀江 珠恵	大野 慎治
	木村 冬樹	

4 復命事項

別紙のとおり

【視察先】宮城県岩沼市

【テーマ】子どもの第三の居場所 いわぬまきち

【事業概要】「子ども第三の居場所」は、地域の子どもたちが安心して過ごせる居場所です。信頼できるスタッフやお友達と日々の時間を共有する中で、子どもの生活リズムが整い、学びへの意欲も高まり、子どもたち一人ひとりが社会のチカラで育まれます。

「子ども第三の居場所」では、子どもたちを社会みんなで育むため 5 つの機会を提供しています。

① 安心

子どもたちが安心・安全に過ごせるよう、居心地のよい環境づくりに努めています。「ここに居ていいんだ」と思ってもらえるよう、まずは子どもたちのありのままを受け入れることから始めています。

② 食事

毎日栄養バランスを考慮した温かい食事を無料で提供しています。子どもたちの健康を支えると共に、準備や片付け等も子どもたちと行うことで、食の大切さ、みんなで食事することの楽しさを伝えています。

③ 生活習慣

子どもの中には、基本的な生活習慣が身につけていないケースもみられます。食事、着替え、入浴、歯磨き、挨拶等の基礎的な生活習慣を整えます。また、友達や大人との関わり方を学び、社会性を培っています。

④ 学習

学習習慣が定着するよう、毎日スタッフによる宿題指導を行なっています。分からないところまで遡った学習支援に加え、座ってられない等の課題がある子どもは情操面や発達障害の可能性も考慮して支援します。

⑤ 体験

旅行、キャンプ、料理、音楽・プログラミング等の教室を通して、チャレンジ精神、自己肯定感、主体性、対人コミュニケーション等、「非認知能力」を育みます。

【拠点概要】

- ・住所 〒989-2432 宮城県岩沼市中央3丁目3-17-2
- ・定員 20名程度
- ・開所日・時間 月曜日～金曜日 放課後～20時
(土日祝、お盆、年末年始休み)
- ・設備 フリースペース、学習スペース、相談室、風呂など
- ・送迎 有り*送迎の利用にあたっては条件があります。
- ・スタッフ 4名程度

【調査項目】

① 設立の経緯について

以前から地域において学習生活支援を実施していた「NPO法人アスイク」が2014年から岩沼市においても学習生活支援を開始していた。2021年からは引きこもり支援事業を開始した。このような背景があり、小学生低学年層のアプローチを強化する意味でこどもの第三の居場所として「いわぬまきち」を市へ提案した。

② 建設補助金・運営補助金かどうか

日本財団の補助メニューを採択。建設費全額および運営から3年間の運営費を助成が対象となる。建設費は上限5000万円の補助、運営費は年間1440万円の補助を受けている。ただし現在は要項が変わってきており、運営費については2年間に短縮されている。

③ 運営主体をアスイクに決めた経緯は

アスイクからの提案を受け、市としてもこどもの第三の居場所必要性を確認し、市とアスイクと日本財団の間で三者協定を締結した。なお事業者については募集をおこなったが、他の団体の応募はなかった。(プロポーザル方式は実施せず)

④ 現在の運営体制はどうか

常勤スタッフ2名、非常勤スタッフ2名、ボランティア11名(学生、社会人、主婦)

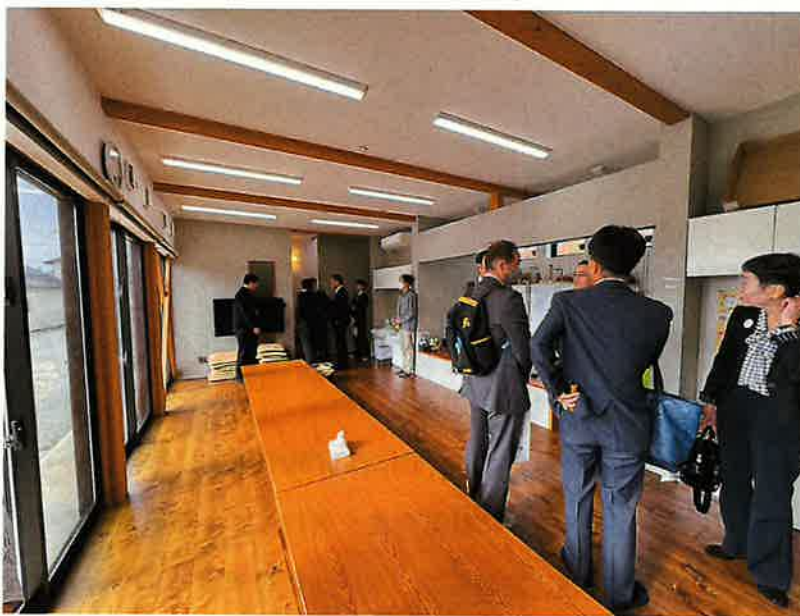
⑤ 市としての関わりは

要支援児童など家庭の環境があまり良くない、虐待などの環境におかれている児童を含め配慮が必要な児童の見守りをしていただいている。親の精神疾患、ネグレクトなど複雑な家庭環境がある。市の関わりとしては、利用者決定において協議をし受け入れを決定している。連絡協議会などとの情報共有も行っている。

- ⑥ 現在利用している児童数は
現在22名の登録がある。
- ⑦ 食事を利用している児童数は
12名の利用がある。
- ⑧ お風呂を利用している児童数は
3名の利用がある。いずれも家庭の習慣や食事の提供がままならないなどの背景がある。
- ⑨ 学習支援は誰が行っているのか。教育サポーターの人数は。
実際に宿題や課題に取り組む子どもは多くはないが中には宿題や課題に取り組みたいという子どももいる。どのような時はスタッフに教員免許を所持している者を中心に対応している。多くの子どもが学習習慣自体、定着していない。教育サポーターとしては形ではないがボランティアさんも含め多様な学びを提供している。
- ⑩ 「いわぬま子どもの心のケアハウス」との関係性は
随時、情報共有を行っている。
- ⑪ 関連事項として 全小学校区に子育て支援センターを設置した経緯は
岩沼市のコンパクトさを活かし、「歩いていける子育て支援センター」として利用者が気軽にに行けることを目指した。子育て支援センター間の切磋琢磨も期待している。
- ⑫ 関連事項として 岩沼市子ども子育て支援パッケージについて
人口を減らさない政策から人口を増やす政策にシフトチェンジした。特に子育て世帯の移住・定住を促進している。



いわぬままち2階



いわぬまきち 1階



いわぬまきち前にて

【所感】

不登校や引きこもり、ネグレクトなどの問題は岩沼市だけでなく、全国的に問題となっている。岩倉市においては不登校についての居場所は存在しているが、家庭環境により食事やお風呂などがままならない児童の居場所については存在していない。今回の岩沼市「いわぬまきち」のケースは運営に学習生活支援のノウハウを持ったNPO法人が主体をなっており、取り組んでいることが大きいと感じた。岩沼市は不登校だけではなく、家庭環境により生活に支障がある子どもにも手を差し伸べる施策を決断した。ここを民間だけに任せるのではなく、市として民間の力を借りながらも居場所を用意し、市は誰一人取り残さないという姿勢と行動を取っていることに感銘を受けた。岩倉市においてもこのよう施設や援助を必要としている子どもはいる訳であり、「こどもまんなかアクション」を掲げる岩倉市においても検討すべき課題を考える。

【視察先】宮城県岩沼市

【テーマ】千円希望の丘

【事業概要】岩沼市の海岸と貞山堀の間につくられた、岩沼市の復興を象徴する丘です。東日本大震災より発生したがれき（震災廃棄物）から再生した資材を活用して作られ、最大のもので標高11mあります。岩沼市を全長約10kmの沿岸沿いに14基の丘を整備しました。それぞれの丘は園路（緑の堤防）で結ばれ、津波の力を減らし、避難場所にもなります。園路には、日本だけでなく世界中から植樹に訪れていて、2020年3月末で33.5万本の木が植えられています。園路の高さは3mあり、成長した木々が防潮林になって未来の子供たちを守ります。

（多重防御の仕組み）

防御①防潮堤（標高7.2m）

防御②千年希望の丘（標高9～11m）と園路（高3m）

防御③貞山堀の護岸（標高3.7m）

防御④かさ上げ道路（標高4～5m）

4つの防御で、津波から逃げる時間の余裕をつくりました。さらに沿岸から内陸へ向かう避難道路を複数整備して、多くの人が同時に逃げられる手段を用意しました。千年希望の丘は、こうした多重防の中心となる場所です。

東日本大震災の被害状況

東日本大震災

- 発生：2011年3月11日（金）14時46分
- 震源地：三陸沖（牡鹿半島の東南東約130km付近）
- 震源の深さ：約24km
- 震源の規模：マグニチュード9.0
- 震度：濃度6弱（岩沼市）*最大深度7（宮城県栗原市）

岩沼市での被害について

- 死者：181人

家屋被害 5428 戸

- 避難者数：6825 人
- 津波による浸水面積

約 29 km²（市城の 48%）被災した沿岸市町村で最大

うち 5 km²が海拔 0m 以下に地盤沈下

復旧

- 電気：全戸で停電→3 月 21 日沿岸部を除き復旧
- 水道：全戸で断水→5 月 17 日沿岸部を除き復旧
- 下水道：県南浄化センターが被災→2 年後に完全復旧



千年希望の丘 交流センター



パネルを用いてのセンター長からの説明



千年希望の丘 1号丘

【所感】

沿岸部に点在していた住居を他地区へ移住してもらい震災を伝える公園として整備するとともに二度と同じ被害を受けないように減災の機能を幾重にも盛り込んだ公園として整備していた。また千年希望の丘内には交流センターを開設し、震災被害・復興状況のパネル展示や植樹活動の写真展示や様々な情報パネルを展示し震災の記録と記憶の継承にも取り組んでいる。交流センターでは映像により東日本大震災から岩沼市がいかに復興を遂げたか、また減災に向けた取り組み、千年希望の丘がどのようにしてできたのかを学ぶことができた。岩沼市へは震災後、当市から職員が延10名派遣されている。そんなご縁もあり、今回の岩沼市様の視察への対応は非常に手厚いものがあった。改めて感謝申し上げる。岩倉市は津波の影響はほとんどないと想定されているが、防災や減災を学ぶ拠点があるということは参考にすべき点だと考える。

厚生・文教常任委員会行政視察報告書

文責 片岡健一郎

【視察先】東京都練馬区

【テーマ】認知症支援事業について

【事業概要】

① 認知症なんでも相談窓口

令和6年7月に、認知症の相談窓口を開設します。

認知症ご本人が抱える不安や、介護者の関わり方など、認知症の経過に伴って生じる生活上のお困りごとについて、認知症ケアの専門職がアットホームな環境の中で相談をお受けします。（令和6年度はモデル事業として実施）

相談時間は1時間で、予約制です。

相談を希望される方は、直接施設へ電話をしてください。

予約の受付時間は、月曜から金曜の午前9時から午後5時までです。

② もの忘れ検診

1. 検診期間 令和6年5月1日（水曜）から令和7年2月28日（金曜）まで
2. 対象年齢 70歳以上の方
3. 実施機関 区内の医療機関128か所
4. 費用 無料
5. 検診内容 問診、認知機能検査、結果説明
6. 検診の結果は、75歳以上の運転免許更新時の認知機能検査に代わるものとして、警察署に提出できます。

③ 認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、認知症の人や家族をあたたく見守るサポーター（応援者）を養成する講座です。1時間半から2時間の講義の中で、認知症の基礎知識や認知症の人への対応などを学びます。



認知症サポーターカード

受講した方には、練馬区オリジナルの認知症サポーターカードを差し上げます。

オレンジ色のロバは、認知症サポーターキャラバンの隊長ロバ隊長です。

カードの絵柄には、区内在住の方が手作りしたロバ隊長のぬいぐるみが採用されました！

【調査項目】

○高齢化の状況について

① 高齢化率、認知症の方の把握状況は

人口74万人、高齢者の人口は16万3千人、高齢化率22%でこれからも増加の傾向がある。一人暮らしの高齢者世帯は5万7千人。

○認知症なんでも相談窓口について

① 認知症に特化した相談窓口を設置した経緯は。

認知症は進行する、継続的なサポートが必要で早めの支援の体制づくりが重要である。練馬区としては継続的にサポートできる環境として伴走型の認知症なんでも相談窓口を開設した。地域包括支援センターが存在するのに、なぜあえて窓口を作ったかという点、今回窓口として指定した居宅型の施設の事業者は認知症の方を専門に24時間体制で実施しており、寄り添える相談がより可能になるのではということで開設をした（R6年度から2か所にて試験的に開設）

② 2か所の体制、相談場所の環境は

2か所とも24時間体制居宅型のグループホームであり、常駐のスタッフがあり、経験に基づいたより具体的な相談を受けることができる。

○練馬区もの忘れ検診について

① もの忘れに特化した検診を導入した経緯は

認知症の早期発見により適切な医療を受けることができ、住み慣れた環境で生活を維持していただきたい。また認知症の正しい知識を知っていただくことも目的のひとつである。認知機能の低下の状態は適切な治療を行えば6割は改善すると言われている。よってより多くの方へ検査いただきたい。

② 令和3年度以降の受診者数、検診結果は

受診券を一斉送付（70歳・75歳）している。70歳以上の方でも希望があれば受診可能であり、令和5年度は1.4万人に発送して440名がもの忘れ検診を受診し、33%の145名が軽度低下・低下と診断された。145名については、全員に地域包括支援センターがアウトリーチにより支援を行い、継続支援の必要性を確認している（検査後のフォローまで実施している）受診は無料。

③ どうやって129箇所もの医療機関の協力が得られたのか

医師会の協力のもと区内の医療機関129箇所で検査が可能である。もの忘れ健診は特定の科でなくとも対応可能なため、129箇所という多くの医療機関で実施できている。いつものかかりつけの病院で気軽に受診してもらえ。もの忘れ検診の研修は医師会で行っている。（特別な機器は必要ない）

④ 検診後のフォローはどうなっているか

検診後、軽度低下や低下と診断された有所見者に対しては医療機関から各地区の包括支援センターに情報が共有（同意された方のみ）され地域包括支援センター側からプッシュ型の支援が実施されることになる。具体的には医療機関と連携し、介護保険サービスの申請を実施、専門医への受診勧奨、ひとり暮らし等見守り訪問支援事業の利用手続きなど。またすぐにサービスが必要ない方には、定期的に訪問し身体・生活状況を確認していくなどの取り組みを実施している。

○認知症サポーター事業について

① 養成講座の受講状況は

小学校や中学校の授業に取り入れている。企業でも実施している。

② チームオレンジの活動状況は。本人ミーティングの実施状況は

チームオレンジの活動としては本人と認知症サポーターを交えた本人ミーティングが中心となっている令和5年度は283回開催し、本人は延814

名、家族が延200名、認知症サポーターが延667名参加した。内容は特に決めず当人たちに任せている。(昔の話に花を咲かせることが多い)
他にもチームオレンジ連絡会や地域ケアセンター会議等でのオレンジ活動の紹介、認知症月間に合わせた、周知啓発活動など

③ 「悩みを共有できる交流会」を実施しているとお聞きするが、実施状況は家族は家族で話し合ったり、認知症の本人どおりで話し合ったりしている。本人だけだと上手く会話が成立ない場合はボランティアが手助けする。会話の内容は特に制限しない。なんでもOK。

④ N-impro (ニンプロ) の実施状況は
東京大学と練馬区共同で開発した。正解がある訳ではなくオレンジ活動の中で活用している。講習会35回、593人に実施していただいた。看護学校などでも活用いただいた。

【所感】

認知症に対して理解を深める取組み、さらには認知症を発見、治療に繋ぐ取組、認知症本人の方、そしてそのご家族を支援していく取組など、認知症に関する施策を包括的に横の繋がりを持って実施している練馬区の認知症支援事業は、さらなる高齢化社会に向けて先進的なモデルと感じた。特に70歳・75歳の方、全員に受診の機会をもってもらい「もの忘れ検診」については医師会の協力を得て区内129箇所もの医療機関で受診ができることは、かかりつけの医者へ通う「ついで検診」が可能となり効果的と感じる。またその検診結果が本人への通知だけにとどまらず本人の了承を得て地域包括支援センターへ情報共有され、その後の必要な支援につながっていくシステムが構築されていることは、高齢者にとって非常に安心できるものである。またもの忘れ検診を受けると、運転免許更新時の認知症検査が免除をされるなど検診を受けた方へインセンティブを付け検診を促す内容にしている。啓発・予防・支援をそれぞれ関連づけて施策を進めている事は岩倉市にとっても非常に参考になる取り組みであると感じた。

厚生・文教常任委員会行政視察報告書

文責 片岡健一郎

【視察先】東京都練馬区

【テーマ】防災カレッジ事業について

【事業概要】ねりま防災カレッジの概要

〔設置目的〕

地域において防災活動を行う人材を育成するとともに、地震をはじめとする災害に対する区民の防災意識の啓発および向上を図り、もって練馬区の災害対策の充実に寄与することを目的とする。(練馬区立防災学習センター条例第1条)

〔設立経過〕

平成18年度 練馬区新長期計画の計画事業として、「(仮称)ねりま防災カレッジ」の設置を位置づけ

平成20年10月 「防災リーダー育成講習等」実施

平成22年8月 「(仮称)ねりま防災カレッジ計画」を策定

平成25年3月 「ねりま防災カレッジ施設整備方針」を作成

平成26年4月 防災学習センター開設、ねりま防災カレッジ事業の本格実施

〔所在地〕

練馬区光が丘6-4-1(光が丘第二小学校跡施設)

〔ねりま防災カレッジ事業〕

防災学習センターで行う事業の総称

〔ねりま防災カレッジ事業の5つの機能・実施事業〕

1 研修(人材育成)

職員向け研修・つながるカレッジねりま(防災分野共助コース)、ねりま防災カレッジ

2 学習・教育(知識・技術の習得)

体験講座・出前防災講座・出前防災授業・コースメニュー

3 調査・広報(情報の提供)

防災展示室・防災用品あっせん事業・防災普及啓発冊子作成

4 支援(地域活動への支援)

防災マニュアル作成支援・防災活動の各種相談受付

5 場や機会の提供

防災研修室・地域交流会

【直営事業】

防災展示室、体験講座、防災学習コースメニュー、防災研修室

出前防災講座・出前防災授業、防災用品あっせん事業、食と防災（ねりま防災カレッジ）

※令和2年度からVR起震車、令和3年度から発災体験ツアーの運用を開始

【委託事業】

ねりま防災カレッジ（令和2年度「つながるカレッジねりまへ移行）

■人材育成カリキュラム

- ①自助講座（令和4年度からオンライン受講型を開始）
- ②区民防災組織向け講座
- ③つながるカレッジねりま共助コース（詳細は下記に記載）
- ④女性防災リーダー育成講座
- ⑤合同フォローアップ講座

区民防災組織向け講座およびつながるカレッジねりま共助コース、女性防災リーダー育成講座修了者向け合同

- ⑥小学生向け講座
- ⑦中学生向け講座

■防災普及啓発カリキュラム

- ①事業所向け防災講習会
- ②中高層住宅向け防災講習会（令和4年度からオンライン受講型を開始）
- ③乳幼児の保護者向け防災講習会（令和4年度からオンライン受講型を開始）
- ④一般公開防災講習会（令和4年度からオンライン受講型を開始）

■その他

企画展の実施

防災講演会の運営支援

[つながるカレッジねりま防災分野共助コース]

令和2年度開始

修了生と面談を行い、区民防災組織等とマッチングさせ、地域において防災活動を行う人材を育成することにより、地域防災力を向上させることが目的。

このため、受講者の管理はポータルサイトにおいて協働推進課が行っている。

開催日時 5月～12月（各月1回第四土曜日）講義回数 全8回

修了要件 講義6回以上＋共通講座＋地域活動プログラムの受講

開催場所 防災学習センター3階 防災研修室

※ 共通講座、地域活動体験プログラムは協働推進課にて実施

【調査項目】

① 防災カレッジ開設の経緯はどうか

練馬区の特徴として中高層マンションが非常に多い、避難所にも限界があり、基本は在宅避難をしていただければならない。そのような背景もあり、防災・減災に知識を一人でも多くの区民に学んでいただく拠点として学校の再編を機に廃校にはった小学校を活用し開設をした。

② 防災カレッジの運営主体はどのようなか

直営事業と委託事業がある。委託については民間事業者（まちづくりを担当する企業プロポーザル方式）へ委託している。

③ 年間を通じてターゲットを絞った様々な講座を実施しているが、内容はどのように決定しているのか。講座内容は毎年変わるものなのか

起きた災害に沿った内容にしたり、受講者の声を聞いて内容を毎年ブラッシュアップしている。

④ 受講者数はどのようなか。また再受講を促すことを行っているか

令和4年度999名、令和5年度994名となっている。

出前講座や社会科見学なども受け入れてなるべく多くの方に触れていただくことを心掛けている。

⑤ 防災カレッジ開設から10年以上が経過したが、区民の防災への意識に変化はあったかどのような事からそう感じるか（具体的アクションなど）

防災への意識が向上したことから区民から防災講座や講習会の要望があるようになった。区としてはそのような要望にできるだけ応えていけるようにしたい。



防災カレッジ内の様々な展示物



VRを利用した消火器訓練



起震車ねり丸号前にて

【所感】

防災カレッジという防災に関する中心的施設を作り、人材育成、学習、情報の提供、地域活動への支援、場の提供など様々な機能を持たせて区が中心となって施設を運営している。各行政区が中心となって防災活動を実施することに岩倉市と変わりはないが、このような常設の防災に関する施設が存在することで区民の防災に関する意識や知識は向上すると思われる。このような施設があることで行政区が活用し訓練や講習を受講することは有意義であるし、有効的な防災・減災にむけた活動であると思われる。また小中学校の授業にも取り入れられており、様々な展示物や講習を見聞きしながら学ぶことができる。直営の職員について消防署OBが勤めており、出前授業や講座で経験に基づいたより実践的な話が聞けることも効果的であると考えます。岩倉市には防災コミュニティセンターという施設が存在するが、現状の利用状況をみると防災に関する利用ではないことが多く、防災に関する拠点づくりをどのように考えていくのか今後の岩倉市にとって課題である。今回の練馬区の防災カレッジのような常設施設が岩倉市にとって効果的なものであるかを含め、今後の課題である。

